

令和 5 年 5 月 22 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01399

研究課題名（和文）民法に多様に存在する解除原因の体系的連関に関する比較法的考察

研究課題名（英文）A Comparative Legal Study on the Systematic Linkage of Causes of Termination in Civil Code

研究代表者

杉本 好央（Sugimoto, Takahisa）

大阪公立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80347260

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、解除の要件を契約の拘束力から当事者を解放する正当化根拠という意味で「解除原因」と捉えたうえで、法の歴史比較の観点から、民法が定める一般的な解除原因と特殊なそれとの体系的連関を解明し、これをもって2017年改正による解除の新規定（541-543条）の含意と射程を検証する理論枠組みの構築を目指すものである。

主にドイツ法について検討を加えた結果、雇用のやむを得ざる事由を解除原因とする雇用の規定は、債務不履行を理由として契約一般の解除を認める規定との関係では特別法と言えるものの、解除原因から見ればむしろ一般法として理解することができるものであるとの見通しを得ることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民法の規定では、やむを得ざる事由を原因とする解除は雇用契約を対象にし、債務不履行を原因とする解除は契約一般を対象としていることから、一般的には、前者は後者の特別法として理解されてきた。

しかし、本研究の結果によれば、解除原因の体系においては、やむを得ざる事由を原因とする解除こそが一般法であり、債務不履行を原因とする解除はその特別法であると考えることができる。このような視座の転換は、法定解除の解釈及び適用のみならず、理解そのものに大きな影響を与える。

研究成果の概要（英文）：This study considers the requirement of termination as a "cause of termination" in the sense of justifying the release of the parties from the binding force of the contract, and aims to elucidate the systematic relationship between the general causes of termination and the special ones in the Civil Code from the perspective of comparing the history of law, and to construct a theoretical framework that examines the implications and scope of the new provisions of the rights of termination (Articles 541-543) amended in 2017.

As a result of examining German law mainly, it was possible to obtain the prospect that the provision on employment due to unavoidable reasons of employment can be said to be a special law in relation to the provision that permits termination of contracts in general on the grounds of default, but can be understood as a general law from the viewpoint of the cause of termination.

研究分野：民法学

キーワード：契約の解除 債務不履行 やむを得ない事由 重大な事由 雇用 営業条令 奉公人規則 ドイツ法

1. 研究開始当初の背景

1898年施行の民法541条以下に定められた法定解除の要件は、その後の法展開において、基本的には、損害賠償の要件である債務不履行とパラレルに論じられていた。しかし、1980年代後半から、損害賠償が契約の拘束力の維持を前提とするのに対し、解除は契約の拘束力から当事者を解放するものであるとの制度理解が登場することで、解除固有の要件が模索されることになった。具体的には、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG)が定める「重大な契約違反」に関する検討として現れたこの動向は、民法改正論議によって加速され、巨視的に見れば、2017年改正の新541条および542条へと結実する。すなわち、債務不履行一般ではなく、軽微でない又は契約目的を達成できない不履行を客観的要件とし、債務者の帰責事由という主観的要件は不要とする枠組みが採用されることになる。

新541条および542条は、売買等に関して定められていた瑕疵担保責任の規定が削除されたことも相俟って、これまで以上に多くの事例において解除の可否を判断する基準となる。法律上の要件枠組みのあり方が変わっても、これまでの判例実務の承継を意図しているのであるから、判断の帰結に大きな変化は生じないとも言える。しかし少なくとも、理論的には、新規定の含意と射程を明らかにする解釈学上の枠組みが求められ、それを着実に築くには、契約の拘束力からの解放という解除制度像を基礎に据えて固有の要件を論じてきた近時の動向を正面から受け止めた上で、より広い視野をもって検討する必要がある。このような問題意識の下で、解除の要件を契約の拘束力からの解放の正当化根拠という意味において「解除原因」と呼ぶとき、民法に複数存在する多様な解除原因はいかなる体系的連関の下にあるのかとの問いが現れる。

2. 研究の目的

新民法541条は軽微でない不履行を原因とする催告解除を、同542条は契約目的の達成できない不履行を原因とする無催告解除を定める。一般的な解除原因を定めるこれらの規定と並んで、民法には、例えば607条にある賃貸借の解除、628条にある雇用の解除、あるいは性質は異なるものの641条にある請負の解除又は651条1項にある委任の解除、さらには550条にある贈与の解除又は594条3項にある使用貸借の解除のように、契約類型ごとに妥当する特殊な解除原因を定める規定が存在する。個々の事例における解除の正当性は、もちろん、各規定の適用の可否として判断されるが、この判断を一貫したものとするには、各々の解除原因に固有の論理を踏まえた上で、一般的な解除原因との階層的関係を明確にする必要がある。

他方で、先述のように、解除を契約の拘束力から当事者を解放する法制度として捉えるなら、各々の解除原因に固有の論理は、契約の拘束力の原理との規範論上の関係をも意識して理解されねばならない。一般的に言えば、具体的な事実を包摂する解除原因が一義的であればあるほど、契約の拘束力から解放されることの正当性は容易に説明される。逆に、解除原因の抽象度が上がるほど、契約の拘束力との関係は見えにくいものとなり、その把握には注意を要することになる。

かくして本研究は、視線の一方には一般的な解除原因と特殊なそれとの階層的関係を、他方には各々の解除原因が有する契約の拘束力の原理との規範論的關係をおき、それらを骨組みとする解除原因の体系的連関を解明することを目的とする。

3. 研究の方法

解除原因の体系的連関の解明という目的に対し、本研究は、法定解除制度の歴史的な展開を踏まえた考察を行った。

第一に、民法の定める解除原因の体系的連関のうち、現在の民法学における議論状況を鑑み、契約一般を対象とする債務不履行と雇用契約における「やむを得ざる事由」による解除との連関に焦点を絞り、後者の解除について日本法における歴史的な展開に検討を加えた。この検討では、ボアソナード草案から現行民法への展開においてすでに両解除の關係が各々の適用対象を意識して論じられていること、また両解除の關係はより広い視点から考察を加える必要があることが明らかとなった。

第二に、以上で得られた知見を前提にして、歴史比較の観点から、ドイツ民法を対象とする検討を行った。具体的に言えば、20世紀初頭に現れるドイツ民法典には、雇用契約の節において「重大な事由」を理由とする解除の規定があり、その生成と展開に焦点を当てた。ドイツ民法典を起草する19世紀には、雇用関係を規律する主要な法源において、解除原因を個別具体的に定めるものと、一般抽象的に定めるものが存在し、ドイツ民法典起草者は意図的に後者をモデルにして解除規定を定める。本研究では、この起草過程のみならず、その議論において排除されたものの背景となっていた具体的な雇用関係、すなわち工場労働者と雇用主との関係又は奉公人と

雇用主との関係にも留意した考察を行った。

4．研究成果

ドイツ法に検討を加えた結果、雇用のやむを得ざる事由を解除原因とする雇用の規定は、債務不履行を理由として契約一般の解除を認める規定との関係では特別法と言えるものの、解除原因から見ればむしろ一般法として理解することができるものであるとの見通しを得ることができた。

民法の規定では、やむを得ざる事由を原因とする解除は雇用契約を対象にし、債務不履行を原因とする解除は契約一般を対象とし、一般的には、前者は後者の特別法として理解される。しかし、本研究の結果によれば、解除原因の体系においては、やむを得ざる事由を原因とする解除こそが一般法であり、債務不履行を原因とする解除はその特別法であると考えることができる。このような視座の転換は、法定解除の解釈及び適用のみならず、その理解そのものに大きな影響を与える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 杉本 好央	4. 巻 66
2. 論文標題 民法541条以下の解除と「やむを得ない事由」による解除	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大阪市立大学法学雑誌	6. 最初と最後の頁 322～285
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24544/ocu.20210413-005	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 杉本好央	4. 巻 69巻2号
2. 論文標題 ドイツ民法626条の潜在力（1）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 杉本好央
2. 発表標題 ドイツ民法典626条の射程
3. 学会等名 取引法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 杉本好央
2. 発表標題 ドイツ民法典626条の潜在的射程
3. 学会等名 大阪市大民法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 杉本好央
2. 発表標題 雇用の解除と契約一般の解除 歴史的定点観察
3. 学会等名 取引法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関